

平成 20 年 5 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社 SANKYO
代 表 者 名 代表取締役 澤 井 明 彦
社 長
(コード番号 6417 東証第 1 部)
問 合 せ 先 取 締 役 筒 井 公 久
専務執行役員
(TEL. 03-5778-7773)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 5 月 27 日開催の取締役会において、平成 20 年 6 月 27 日開催予定の第 43 回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- ① 本店機能の強化と業務の一層の効率化を図るため、本店の所在地を群馬県桐生市から東京都渋谷区に変更するものであります。(変更案第 3 条)
- ② 取締役会の機動性を高め、意思決定の迅速化を図るため、取締役の員数を 15 名以内から 10 名以内に減員するものであります。(変更案第 21 条)
- ③ 代表取締役の機能と責任の明確化を図るため、最高経営責任者および最高執行責任者を選定することができる旨を追加するものであります。(変更案第 24 条)
- ④ 取締役会の運営を柔軟に対応するため、取締役会の議長を取締役社長から取締役会が定める代表取締役とするものであります。(変更案第 26 条)

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 20 年 6 月 27 日 (金曜日)
定款変更の効力発生日 平成 20 年 6 月 27 日 (金曜日)

以 上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を群馬県桐生市に置く。</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第21条 当社の取締役は15名以内とする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第24条 取締役会は、その決議によって代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を選定することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第26条 取締役会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、その議長となる。<u>取締役社長</u>に事故があるときは、予め取締役会の定める順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>2 (条文を省略)</p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を東京都渋谷区に置く。</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第21条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役の中から最高経営責任者(CEO)および最高執行責任者(COO)を選定することができる。</u></p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第26条 取締役会は、<u>取締役会</u>が定める代表取締役がこれを招集し、その議長となる。<u>その代表取締役</u>に事故があるときは、予め取締役会の定める順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>2 (現行どおり)</p>

以 上